

条例第 59 条に基づく個人情報の保護に関する重要な事項に係る諮問審議に関する議事録

【審議会会長】

定刻になりましたので、ただ今から第 229 回大阪市個人情報保護審議会を開催いたします。
それでは、事務局に本日の議題等の説明をお願いします。

【事務局】

本日の議事ですが、全体の流れは会議次第で御確認いただきたいと思います。本日の議事といたしましては、個人情報の保護に関する重要事項に係る諮問を 1 件公開審議した後、特定個人情報保護評価に係る審議、並びに不服申立案件に係る経過及び今後の方向性に関する審議をそれぞれ非公開で審議していただき、最後に前回の会議要旨を確認していただく予定でございます。

それでは、議事に入ります前に、まず、本日の議題につきまして、公開・非公開の取扱いを説明させていただきます。

大阪市個人情報保護条例第 65 条では、「審議会の行う調査審議の手続は、公開しない。」と規定しておりますが、同条のただし書として、「第 59 条第 2 項の規定による調査審議の手続のうち個人情報保護制度の運営に係る事項については、特段の支障がない限り、公開して行うものとする。」と規定されております。

まず、最初の議題であります「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定等に伴う大阪市個人情報保護制度の見直しについて」の諮問につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の趣旨等を踏まえた大阪市個人情報保護制度の見直しなど、個人情報保護制度の運営に係る事項であり、特定の個人のプライバシーなどに関わる情報が審議される内容に含まれないことから、1 月 21 日の審議会で条例第 65 条ただし書の規定に基づき公開で審議を行うことと決まりました議題であります。

次の議題以降につきましては、条例第 65 条ただし書に該当する審議案件等でないことから、同条本文にある「審議会の行う調査審議の手続は、公開しない。」との規定に基づき、非公開で審議を行います。

【審議会会長】

ただ今、事務局から説明のありましたように、本日最初の議題であります「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定等に伴う大阪市個人情報保護制度の見直しについて」の諮問審議につきましては、1 月 21 日の審議会で決定しましたとおり、審議を公開とし、それ以降の議題につきましては、審議を非公開で行います。

【事務局】

それでは、諮問しました内容について、説明させていただきます。

お手元にあります諮問書の1ページ目をご覧ください。

平成25年5月31日付けで「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」が公布されたことに伴い、今後、国民に個人番号が付与され、社会保障制度、税制度及び災害対策に関する分野において利用し、将来的には幅広い行政分野へ利用拡大することにより、行政手続きの効率化及び国民の利便性の向上が図られることとなります。

番号法は、個人情報の保護の観点から個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するため、また、本人が特定個人情報及び情報提供等の記録を確認できるようにするために、必要な措置を講じるとともに、国との連携を図りつつ個人番号等の利用に関し地域の特性に応じた施策を実施することを地方公共団体に課しており、地方公共団体が番号制度を運用するに当たり、必要な措置を講じよう義務付けています。

大阪市におきましても、このたびの番号法の趣旨及び本市の個人情報保護制度における現行の運用を踏まえ、個人情報保護制度の見直しを行う必要があると考え、個人情報保護条例第59条第2項の規定に基づき諮問した次第です。

それでは、2ページ目をご覧ください。

「第1 番号法の規定に伴う大阪市個人情報保護制度の見直しについて」を説明させていただきます。

番号法の目的は、第1に、行政運営の効率化であります。

すなわち、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、その機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにすることにあります。

第2に、社会保障・税分野の情報共有により、きめ細やかな社会保障制度設計が可能になること等により、行政分野におけるより公正な給付と負担を確保することが目的とされています。

第3に、国民の負担軽減と利便性の向上が目的とされています。

すなわち、申請、届出等の行政手続を行うに際し、所得証明書等の添付書類が不要になる等によって、手続の簡素化により国民の負担が軽減され、また、本人確認その他の簡易な手段その他の利便性の向上を国民が享受できるようにすることにあります。

第4として、現行の個人情報保護法制の特例を定めることであります。

個人番号をその内容に含む特定個人情報は、個人番号の悉皆性、唯一無二性のため個人識別性が極めて高く、また法定された目的の範囲内とはいえ、データマッチングが行われることから、現行の個人情報保護法制による規律のみでは個人情報保護として十分とはいえず、番号法により特例を設けることによって規制を強化しているものであります。

また、番号法は、第5条で地方公共団体に対し、個人情報その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号等の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施することを責務として定めています。

さらに、第31条では、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及び番号法の規定により、行政機関の長等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講じるよう、地方公共団体に義務付けています。

それでは、3ページをご覧ください。

番号法の規定により、地方公共団体が講じる必要のある主な措置を(1)から(8)までに列挙しました。

これらは、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及び番号法の規定により、行政機関の長等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえて、地方公共団体に義務付けられた措置であることから、大阪市においても当該措置を講じなければなりません。

ここで、資料として配付しております番号法をご覧ください。

番号法第2条第3項では、「この法律において『個人情報』とは、行政機関個人情報保護法第2条第2項で規定する個人情報であって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報であって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するもの」と規定しています。この第2条第3項の規定によると、地方公共団体における「個人情報」の定義には、個人情報保護法第2条第1項に規定する「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」が適用されることとなります。

しかしながら、現行の大阪市個人情報保護条例における「個人情報」の定義は、他の情報と照合するときに容易に照合しうることを要件としておらず、番号法が地方公共団体に適用させることとした個人情報保護法第2条第1項に規定する「個人情報」の範囲よりも広範なものであり、番号法と市条例とでは個人情報の範囲が一致しません。

この「個人情報」の定義の乖離をはじめ、番号法では現行の大阪市個人情報保護条例では認めていない任意代理人による開示請求等を認めており、番号法の規定により地方公共団体が講じる必要のある措置を講じるに当たっては、現行の個人情報保護制度そのものを見直す必要があると考えております。

なお、番号制度に対応するための制度の見直しに当たり、現行の大阪市個人情報保護条例を改正するだけでは、現行の個人情報保護制度との制度運用における混乱をきたすおそれが否定できず、混乱防止の観点から番号法に沿った新たな条例を制定するといった対応が必要であると考えております。

それでは、諮問書に戻っていただき、4ページをご覧ください

「第2 その他の大阪市個人情報保護制度の見直しについて」を説明させていただきます。

是正の申出制度については、平成17年の個人情報保護条例改正の際に、利用停止請求制度の導入に当たり、本制度と要件が重複する部分を削除して整理することを含め、本制度を維持するか否かについて審議会で検討していただき、本制度を維持することが適当である旨の御判断を頂きました。

平成17年の条例改正以降、利用停止請求制度が導入されたことにより、当該制度で救済しえない部分は極めて限られており、また、個人情報保護条例には第69条で苦情の処理の制度が設けられており、利用停止請求で対応できない部分については、この苦情の処理の制度で十分対応できるものと考えております。それを示したものが、資料として配付しております「利用停止請求・是正申出・苦情処理の違い」であります。

よって、本市としましては、是正の申出制度を苦情の処理制度に統合したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

【審議会会長】

ただ今の、番号法の規定に伴い大阪市個人情報保護制度を見直すに当たり、現行の個人情報保護条例とは別に番号法に沿った新たな条例を制定すること、及び是正申出制度を苦情処理制度へ統合することにつきまして、委員の皆さん、御意見や御質問はございますか。

(各委員から意見なし)

【審議会会長】

それでは、番号法の規定に伴い大阪市個人情報保護制度を見直すに当たり、現行の個人情報保護条例とは別に番号法に沿った新たな条例を制定し、また、是正申出制度を苦情処理制度へ統合するとの方向性で御異議ございませんか。

【各委員】 異議なし

【審議会会長】

それでは、このたびの諮問に対し、当審議会は、番号法の規定に伴い現行の個人情報保護条例とは別に番号法に沿った新条例を制定する、そして、是正申出制度を苦情処理制度へ統合するとの方向性で決議することとします。

これで、公開審議を終了いたします。